

資料 1 0

J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

平成 17 年 8 月 26 日
農林物資規格調査会決定

この基準は、本調査会が J A S 規格及び品質表示基準の制定又は見直しについて審議するにあたってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである。

I J A S 規格の制定・見直しの基準

1 規格の性格の明確化

規格の制定又は見直しはその性格（特色規格又は標準規格）を明確化した上で検討する。

その際、当該製品の生産状況（製造業者数、小売販売額、品質の実態）、規格の利用実態（格付率、他法令での引用等）及び国際的な規格の動向を考慮する。

(1) 特色規格

製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）が、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化しており、特色があると認められるもの。

この場合、J A S マークに近接して表示することを推奨する特色の内容を定める。

(2) 標準規格

次のいずれかのもの。

- ア 原材料用に業者間で取引きされる品目で、一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの
- イ 消費者が調理等の材料とする品目で、一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点から標準が必要なもの
- ウ 最終製品として直ちに使用・消費に供される品目で、一定の品質が期待されるものや、類似の名称の製品が存在するものなど、消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの

2 規格の制定の基準

次の場合に規格の制定を検討する。

- ア 消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があり、特色規格及び標準規格のいずれかに該当する場合
- イ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等政策的な必要性が認められる場合

3 規格見直しの基準

(1) 廃止を検討するに当たっての基準

「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができない規格は廃止を検討する。

ただし、規格改正により「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができることを客観的に明示できる場合は、改正する方向で検討するものとする。

(2) 改正を検討するに当たっての基準

規格の改正は次の観点から検討を行う。

ア 消費者向けの規格

良質な製品を提供する観点（原材料の增量材的使用の制限、まがいものの防止等）及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点（製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要かつ最小限とする等）

イ 実需者向けの規格

性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点

(3) 確認

廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。

II 品質表示基準見直しの基準

1 名称規制

個別品目の名称規制については、消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がある場合を除いて原則として廃止し、一般誤認防止ルールで対応することを検討する。

2 名称表示以外の項目

分かり易い表示ルールを実現する観点から、その必要性を個別に検討し、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうかも含めて検討する。

III その他

1 他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴う形式的なJAS規格及び品表改正は、調査会部会を経ずに調査会総会で議決することができることする。

2 規格及び品質表示基準の廃止、又は改正に際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格及び品質表示基準に係る製品の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。